

研究費に係る不正防止規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、株式会社ケイエスピー（以下「会社」という。）における第2条に定める研究費（以下「研究費」という。）の取扱いについて、責任体制を明確化するとともに不正使用の防止及び不正使用があった場合の措置に関して必要な事項を定めることにより、その適正な管理及び運営を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において「研究費」とは、国家行政組織法（昭和23年法律第120号）第3条に定める行政機関（以下「各省庁」という。）から配分される競争的資金を中心とした公募型の研究資金（各省庁が所管する法人から配分される競争的資金を中心とした公募型の研究資金を含む。）をいう。

2 この規程において「社員」とは、会社に雇用されている全ての者をいう。

3 この規程において「不正使用」とは、研究費を本来の用途以外の用途に使用すること、虚偽の請求により研究費を使用すること、その他法令等に違反して研究費を使用することをいう。

4 この規程において「配分機関」とは、研究費を配分する機関をいう。

第2章 管理及び運営の体制

(最高管理責任者)

第3条 会社に、総合的なコンプライアンスに関する管理・運営について最終責任を負う者として最高管理責任者を置き、代表取締役社長をもって充てる。

2 最高管理責任者は、研究費の運営・管理における不正行為防止対策基本方針（以下「基本方針」という。）を策定・周知及び公表するとともに、それらを実施するために必要な措置を講じる。また、次条に規定する統括管理責任者及び第5条に規定するコンプライアンス推進責任者が責任を持ってコンプライアンスの推進を図れるよう、適切にリーダーシップを発揮する。

3 最高管理責任者は、基本方針や具体的な不正行為防止対策（以下「対策」という。）の策定にあたっては、重要事項を審議する取締役会等において審議を主導するとともに、その実施状況や効果等について役員等と議論を深めるものとする。

4 最高管理責任者は、様々な啓発活動を定期的に行い、社員等の意識の向上と浸透を図る。

(統括管理責任者)

第4条 会社に、最高管理責任者を補佐し、コンプライアンスの推進に関する必要な措置について会社全体を統括する実質的な責任と権限を持つ者として統括管理責任者を置き、経営管理部を所管する常務取締役をもって充てる。

2 統括管理責任者は、対策の組織横断的な体制を統括する責任者として、基本方針に基づき、会社全体の具体的な対策を策定及び実施し、その実施状況を確認するとともに、定期的に最高管理責任者に報告しなければならない。

(コンプライアンス推進責任者)

第5条 各部におけるコンプライアンスを推進することについて実質的な責任と権限を持つ者としてコンプライアンス推進責任者を置き、当該各部長をもって充てる。

2 コンプライアンス推進責任者は、統括管理責任者の指示の下、コンプライアンスの推進に関する次の業務を行う。

- (1) 各部における対策を実施し、実施状況を確認するとともに、実施状況を統括管理責任者に報告する。
- (2) コンプライアンス教育を実施し、受講状況や理解度を把握する。
- (3) 不正根絶に向け、継続的な啓発活動を実施する。
- (4) 各部において、モニタリングを実施し、必要に応じて改善を指導する。

(監査役の役割)

第6条 監査役は、不正防止に関する内部統制の整備・運用状況について会社全体の観点から確認し、意見を述べるものとする。

2 監査役は、特に、統括管理責任者又はコンプライアンス推進責任者が実施するモニタリングや内部監査によって明らかになった不正発生要因が不正防止計画に反映されているか、また、不正防止計画が適切に実施されているかを確認し、その結果を取締役会等において定期的に報告し、意見を述べるものとする。

(職名の公開)

第7条 最高管理責任者、統括管理責任者及びコンプライアンス推進責任者を置いたとき又はこれを変更したときは、その職名を公開するものとする。

第3章 不正行為の防止

(法令等の遵守)

第8条 社員は、研究費の取扱いについては、会社の関係規程等、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)その他の関係法令及び交付等の際の条件を遵守しなければならない。

(研究費の管理)

第9条 研究費は、会社が管理するものとする。

2 研究費を受給した者は、研究費の執行状況を適時把握し、適切かつ効果的に予算を執行しなければならない。

(不正防止計画の策定等)

第10条 統括管理責任者は、コンプライアンス推進責任者の意見を聴取して、不正行為を発生させる要因について体系的に整理・評価し、不正防止計画を策定しなければならない。

2 統括管理責任者は、前項の不正防止計画を実施し、不正行為を防止するための適切な措置を講じなければならない。

第4章 管理・運営のための環境整備

(通報窓口等)

第11条 会社に不正使用に関する通報窓口として不正行為通報窓口（以下「通報窓口」という。）を設置する。

2 通報窓口、予備調査等の取扱いは「研究費に係る内部通報等に関する要綱」によるものとする。

(内部監査)

第12条 最高管理責任者は、研究費の取扱いに関する内部監査（以下「内部監査」という。）を行うため、最高管理責任者の直轄組織として、経営管理部内に内部監査部門を設置する。

2 内部監査部門は、監査役及び会計監査人と連携し、不正行為発生要因に応じた内部監査を定期的実施する。

3 内部監査部門は、不正が発生するリスクに対して、重点的にサンプルを抽出し、抜き打ちなどを含めたリスクアプローチ監査を実施する。

4 内部監査に当たっては、内部監査員のほか、必要に応じて会計・法務等の専門的知識を有する者を加え、監査の質の向上を図る。

5 内部監査部門は監査の実施に必要があると認められるときは、関係者に対し、資料の提供、事実の説明その他の行為を求めることができる。

6 内部監査部門は内部監査の結果を最高管理責任者及び統括管理責任者に報告するものとし、最高管理責任者はその報告に基づき、状況改善の必要がある場合にはその対策を統括管理責任者に命じるものとする。

7 統括管理責任者は前項の指示に基づき、具体的な措置を講じるものとする。

第5章 不正行為等への対応

(調査委員会)

第13条 会社に、研究費の不正使用について調査するため、不正使用調査委員会（以下「調査委員会」という。）を置く。

2 調査委員会は、次の委員をもって組織する。

(1) 統括管理責任者

(2) 社内役員

(3) 被通報者が所属する部の部長

(4) 経営管理部長

(5) 会社並びに通報者及び被通報者と直接の利害関係を有しない会計又は法律関係の専門的知識を有する外部の者

(6) その他最高管理責任者が指名する者

3 調査委員会に委員長を置き、委員長は統括管理責任者をもって充てる。ただし、統括管理責任者に事故あるときは、最高管理責任者が委員の中から指名する者とする。

4 委員長は、調査委員会を招集し、その議長となる。

5 調査委員会が必要と認める場合は、委員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。

6 委員のうち、通報者及び被通報者と直接利害関係を有する委員は審議に加わることができな

い。

(調査)

- 第14条 最高管理責任者は、調査委員会に調査を命じた場合は、通報者及び被通報者に対し、調査を行うこと並びに調査委員会委員の氏名及び所属を通知し、調査への協力を求めるものとする。
- 2 通報者及び被通報者は、前項の通知を受けた日から14日以内に異議申立てをすることができる。
 - 3 調査委員会の構成に対する異議申立てがあった場合、最高管理責任者は、その内容が妥当であると判断したときには、当該異議申立てに係る調査委員会委員を交代させるとともに、その旨を通報者及び被通報者に通知する。
 - 4 調査委員会は、調査の実施に際し、必要な資料等の保全を要請することができる。
 - 5 調査委員会は、不正使用の有無及び不正使用の内容、関与した者及びその関与の程度、不正使用の相当額等について調査する。
 - 6 調査委員会は、調査の実施に際し、調査方針、調査対象、調査方法等について配分機関に報告し、又は協議しなければならない。ただし、配分機関が文部科学省又は文部科学省が所管する独立行政法人以外の場合には、必要に応じて行うものとする。

(調査中における一時的執行停止)

- 第15条 最高管理責任者は、必要に応じて、被通報者その他の調査対象となっている者に対し、当該事案に係る研究費の使用停止を命ずることができる。ただし、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）（令和3年2月1日改正）文部科学大臣決定」の対象となる研究費については、調査対象制度の研究費の使用停止を命ずることとする。

(認定)

- 第16条 調査委員会は、不正使用の有無及び不正使用の内容、関与した者及びその関与の程度、不正使用の相当額等について認定する。
- 2 不正使用が行われなかったと認定した場合であって、調査を通じて通報が悪意に基づくものであることが判明したときは、調査委員会は併せてその旨の認定を行う。
 - 3 調査の過程であっても不正使用の事実が一部でも確認されたときは、調査委員会は速やかに認定する。

(最高管理責任者への報告)

- 第17条 調査委員会は、前条の認定を行ったときは、速やかに最高管理責任者に報告しなければならない。

(調査結果の通知及び配分機関への報告)

- 第18条 最高管理責任者は、調査委員会の調査結果を速やかに通報者及び被通報者等（被通報者以外の者であって、不正使用に関与したと認定された者を含む。以下同じ。）に通知するとともに、配分機関に対し、通報の受付から210日以内に、調査結果、不正使用の発生要因、不正使

用に関与した者が関わる他の研究費の管理・監査体制の状況、再発防止計画等を含む最終報告書を提出しなければならない。期限までに調査が完了しない場合であっても、調査の中間報告を配分機関に提出するものとする。ただし、配分機関が文部科学省又は文部科学省が所管する独立行政法人以外の場合には、必要に応じて行うものとする

- 2 最高管理責任者は、調査の過程であっても、第16条第3項による認定について報告があった場合は、速やかに認定した不正使用の事実等について配分機関に報告しなければならない。ただし、配分機関が文部科学省又は文部科学省が所管する独立行政法人以外の場合には、必要に応じて行うものとする。
- 3 前2項のほか、配分機関の求めがあった場合は、調査の終了前であっても、調査の進捗状況を報告し、又は中間報告書を提出しなければならない。
- 4 調査に支障がある等正当な事由がある場合を除き、配分機関等から当該事案に係る資料の提出若しくは閲覧又は現地調査の依頼があった場合には、応じるものとする。

(不服申立て)

第19条 不正使用が行われたと認定された被通報者等及び悪意に基づくものと認定された通報者(被通報者の不服申立ての調査の段階で悪意に基づく通報と認定された者を含む。以下同じ。)

は、調査結果の通知を受けてから14日以内に不服申立てをすることができる。

- 2 最高管理責任者は、前項の不服申立てについて、その内容を確認し、必要があると認めるときは調査委員会に再調査を命じる。
- 3 最高管理責任者は、第1項の不服申立てについて、その趣旨が調査委員会の構成等その公正性に関わるものである場合には、当該不服申立てに係る調査委員会委員を交代させることができる。
- 4 調査委員会は、不正使用が行われたと認定された被通報者等からの不服申立てに基づき再調査を開始したときは、原則として再調査を開始した日から50日以内に、悪意に基づく通報と認定された通報者からの不服申立てに基づき再調査を開始したときは、原則として再調査を開始した日から30日以内に調査結果を覆すか否かを決定し、最高管理責任者に報告する。
- 5 最高管理責任者は、前項の決定について、通報者及び被通報者等に通知する。
- 6 最高管理責任者は、再調査を実施しないことを決定したときは、再調査をしない旨をその理由と併せて不服申立てをした者及び調査委員会に通知するものとする。

(調査結果の公表)

第20条 不正使用が行われたと認定された場合、最高管理責任者は、速やかに不正使用に関与した者の氏名及び所属、不正使用の内容、会社が公表までに行った措置の内容、調査委員会委員の氏名及び所属、調査の方法及び手順等の調査結果を公表する。ただし、合理的な理由がある場合は、不正使用に関与した者の氏名及び所属などを公表しないことができる。

- 2 不正使用が行われなかったと認定された場合は、最高管理責任者は、原則として調査結果を公表しない。ただし、悪意に基づく通報との認定があったときは、通報者の氏名及び所属を公表する。
- 3 前項ただし書きの公表内容については、通報者の所属機関に通知するものとする。

(不正使用が行われたと認定された場合の措置)

第21条 不正使用が行われたと認定された場合、最高管理責任者は、被通報者等に対し、直ちに当該事案に係る研究費の使用中止を命ずることとし、就業規則に基づく処分等必要な措置を講ずる。

2 各責任者において、管理監督の責任が十分に果たされず、結果として不正使用を招いた場合には、前項に準じて就業規則に基づく処分等必要な措置を講ずる。

3 不正使用の内容が研究費の私的流用である等、悪質性が高い場合は、必要に応じて法的措置を講ずる。

(不正使用が行われなかったと認定された場合の措置)

第22条 最高管理責任者は、不正使用が行われなかったと認定された場合、調査に際して実施した第14条第4項及び第15条の規定による措置を解除する。

2 最高管理責任者は、不正使用が行われなかったと認定された者については、通報がされたことによる不利益が生じないための措置を講じなければならない。

3 最高管理責任者は、通報が悪意に基づくものと認定された場合であって、通報者が会社の社員であるときは、就業規則に基づく処分等必要な措置を講ずる。

(守秘義務)

第23条 不正使用への対応に携わる者は、通報の内容その他不正使用の調査に関して知り得た情報を他者に漏らしてはならない。

(事務)

第24条 調査委員会に関する事務は、関係各部の協力を得て経営管理部において行う。

第6章 社員の意識向上等

(行動規範)

第25条 最高管理責任者は、研究費の運営・管理に係る不正を防止するため、研究費の運営・管理に関わる社員の行動規範を策定する。

(コンプライアンス教育)

第26条 統括管理責任者は、研究費の運営・管理に係る不正行為を防止するため、研究費の運営・管理に関わる社員に研修会の開催その他適当な方法により、社員の規範意識の向上を図るものとする。

(社員の誓約書)

第27条 統括管理責任者は、研究費の運営・管理に関わる社員に対し、第1号様式の誓約書の提出を求める。

2 社員が前項の誓約書を提出しない場合は、国、県及びその関連団体等及び民間助成団体等が行う公募等に申請すること並びに予算の管理及び運営に関わることは認めない。

(業者の誓約書等)

第28条 予算の適正な執行を図る観点から、会社と一定の取引を行う業者に対し第2号様式の誓約書の提出を求める。

2 当該業者に不正、不適切な契約、取引があると認められた場合には、取引停止その他の処分を講ずるものとする。

(雑則)

第29条 この規程に定めるもののほか、最高管理責任者が研究費の適正な取扱いに関して必要な事項は別に定める。

附 則

この規程は、2024年3月25日から施行する。

研究費の適正使用に係る誓約書

- 1 私は、株式会社ケイエスピーの関係規程等を遵守します。
- 2 経費の執行にあつては、株式会社ケイエスピーの関係規程及び当該研究費に関し定められた助成条件や使用ルール等を遵守し、研究費を公正かつ効率的に使用し、不正使用を行わない、させない、黙認しない、かつ加担しないことを誓約します。
- 3 規則等に違反して、不正を行った場合は、株式会社ケイエスピー並びに配分機関の処分及び法的な責任は私が負うことを了承します。

年 月 日

株式会社ケイエスピー 代表取締役社長 殿

所属等 _____

職名等 _____

氏名（自署） _____

誓約書

当社（当法人）は、株式会社ケイエスピーとの取引に当たり、提示された「株式会社ケイエスピーとの新規取引にあたっての注意事項」を理解し、いかなる不正、不適切な契約、取引を行わないことを誓約します。

また、当社（当法人）に、このような行為があると認められた場合には、取引停止を含むいかなる処分を講じられても異議はありません。

年 月 日

株式会社ケイエスピー 代表取締役社長 殿

住 所

社 名

代 表 者 名

株式会社ケイエスピーとの新規取引にあたっての注意事項

- 1 株式会社ケイエスピー（以下、「K S P」という。）は、事業計画等に沿って物品（役務）の調達を行っておりますので、納入（履行）期限を遵守してください。災害や事故等により、止むを得ず納入（履行）期限内の納品等ができない場合は、速やかにその旨の連絡を発注者までお願いします。また、納品等の際、K S Pの検査に不合格があった場合には、速やかに交換などの対応を行うようお願いします。
- 2 見積書、納品書及び請求書などの取引関連書類には、発行者側が必ず日付を記入してください。日付空白の発行は絶対に行わないでください。
- 3 取引にあたり、「贈賄、談合、癒着」などの疑念を持たれないよう、K S P社員との適正な関係維持に努めてください。
- 4 以下の行為は不正経理となりますので、絶対に行わないでください。
 - (1) 預り金（K S P社員からの預け金の依頼の承諾）
 - (2) 架空請求など取引事実と異なる書類の発行
- 5 取引上の不正が認められた場合は、取引停止等の処分を厳正に行います。
- 6 K S Pでは内部監査をはじめ、会計士による監査、会計検査院による検査、研究資金提供者による検査等様々な監査・検査が実施されます。各種監査・検査時には、関係する取引帳簿・証憑書類の閲覧、提出等を要請することもありますので、ご協力ください。
- 7 取引にあたり、次の各号の事項を表明し、確約してください。
 - ① 自らが、暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者又はその構成員（以下総称して「反社会的勢力」という）ではないこと。
 - ② 自らの役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう）が、反社会的勢力ではないこと。
 - ③ 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、この契約を締結するものではないこと。
 - ④ 契約物品の引渡し及び売買代金の全額の支払いのいずれもが終了するまでの間に、自ら又は第三者を利用して、この契約に関して次の行為をしないこと。
 - ア 相手方に対する脅迫的な言動又は暴力を用いる行為
 - イ 偽計又は威力を用いて相手方の業務を妨害し、又は信用を棄損する行為
- 8 K S P社員から不正経理の依頼等があった場合は、下記の通報窓口ご連絡してください。

【通報窓口】

株式会社ケイエスピー 経営管理部
〒213-0012 川崎市高津区坂戸3-2-1
TEL 044-819-2001 FAX 044-819-2009